

平成24年9月28日原案可決

意見書案第5号

平成24年9月26日提出

提出者 松山市議会議員 清水 宣 郎
池 本 俊 英
八 木 健 治
猪 野 由紀久
土井田 学

尖閣諸島及び国境の島々の実効支配を推進するための法整備を求める意見書について

尖閣諸島及び国境の島々の実効支配を推進するための法整備を求める意見書を次のとおり提出する。

記

尖閣諸島が我が国固有の領土であることは歴史的・国際法的に明確であるが、中国が不当に領有権を主張している。このまま放置すれば我が国の領土保全は極めて不安定な状況になるおそれがある。従って、灯台や避難港を設備するなど尖閣諸島の実効支配を早急に強化し、尖閣諸島を守るといふ国家の意思を明確に示す必要がある。

また、我が国は世界第6位の排他的経済水域面積を有しており、豊富な海底資源を保全し、国益を守るためにも、国境となる離島の保全・振興や無人島となっている国境の島の適切な管理を進めていく必要がある。

よって、国においては、海洋国家日本の国益を保全するため、下記事項の実現を速やかに進めるよう強く求める。

記

- 1 我が国の領土・主権を毅然たる態度で守る意思を内外に明確にするため、領域警備に関する必要な法整備を速やかに行うこと。
- 2 我が国の領土主権・排他的経済水域等の保全上、重要な離島を振興する新法及び、重要な無人島について国による土地収用に係る措置等を定めた新法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
外 務 大 臣
法 務 大 臣
国 土 交 通 大 臣
内 閣 官 房 長 官